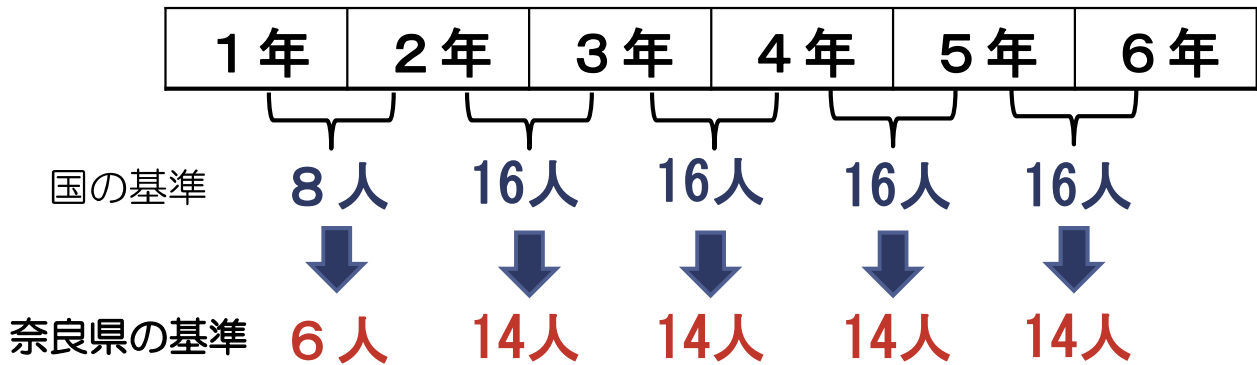


1 複式学級

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
(標準法)



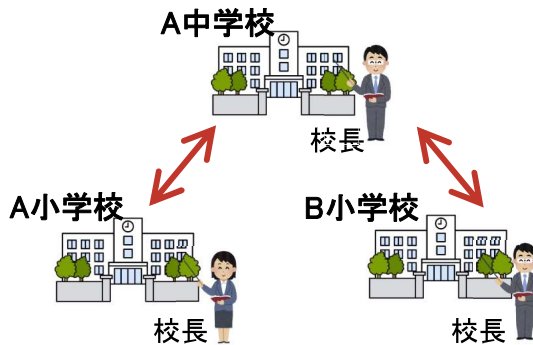
- 子どもの主体的な学習態度を育てることができる。
- 子ども同士で学び合う姿勢を育てることができる。
- 教員が直接指導する時間が減ることに学力低下を心配する保護者がいる。
- 複式指導に慣れていない教員が多い。

2 小中一貫校

小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す学校

(1) 小中一貫型小・中学校

組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態 →それぞれの学校に校長、教職員組織



- 小学校教員が中学校教員を、中学校教員が小学校教員を兼務することにより、柔軟な指導体制を組むことができる。

(2) 義務教育学校

新たな学校種(一つの学校)
→一人の校長、一つの教職員組織

修業年限: 9年
(前期課程6年+後期課程3年)

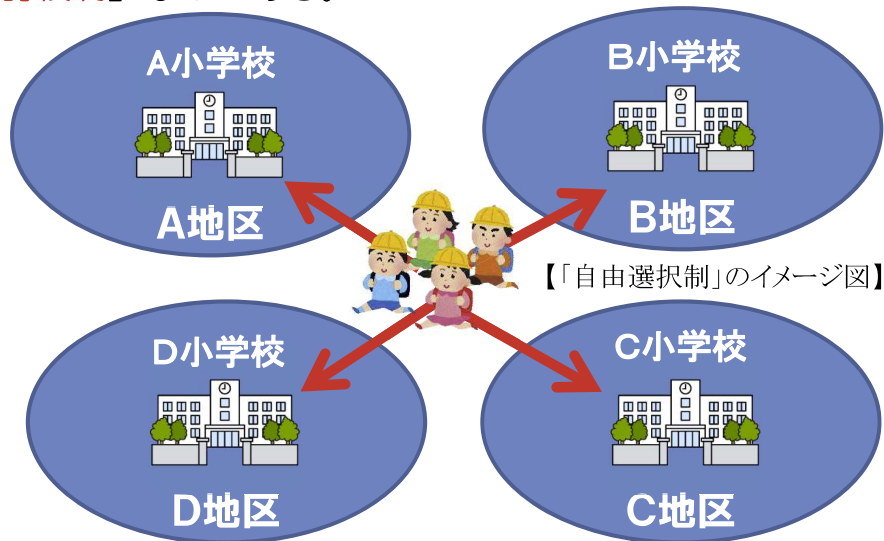


※ (1)(2)いずれも施設分離型、施設一体型での実施形態が可能。

- 小中一貫校と同様に、柔軟な指導体制を組むことができる。
- 9年間を通して子どもを育てるという教員の意識を醸成しやすい。

3 学校選択制

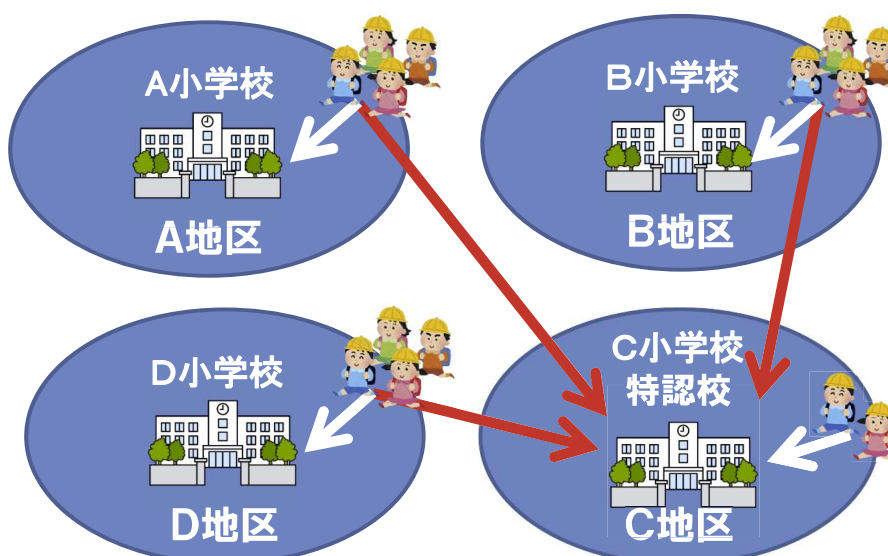
教育委員会は、居住地などを基に就学すべき小中学校を指定するが、あらかじめ保護者の意見を聞いて、就学校の指定をする場合を「**学校選択制**」といい、全ての学校について選択を認める「**自由選択制**」のほか、「**ブロック選択制**」「**隣接地区選択制**」「**特認校制**」などがある。



- 特色のある学校づくりや保護者の学校教育への関心が高まる。
- 子どもが自分の個性にあった学校を選ぶことができるようになる。
- 各学校には募集枠があるので、必ず希望する学校に入学できるとは限らない。
- 入学者が大幅に減少し、適正な規模が維持できなくなった学校がある。

4 特認校制

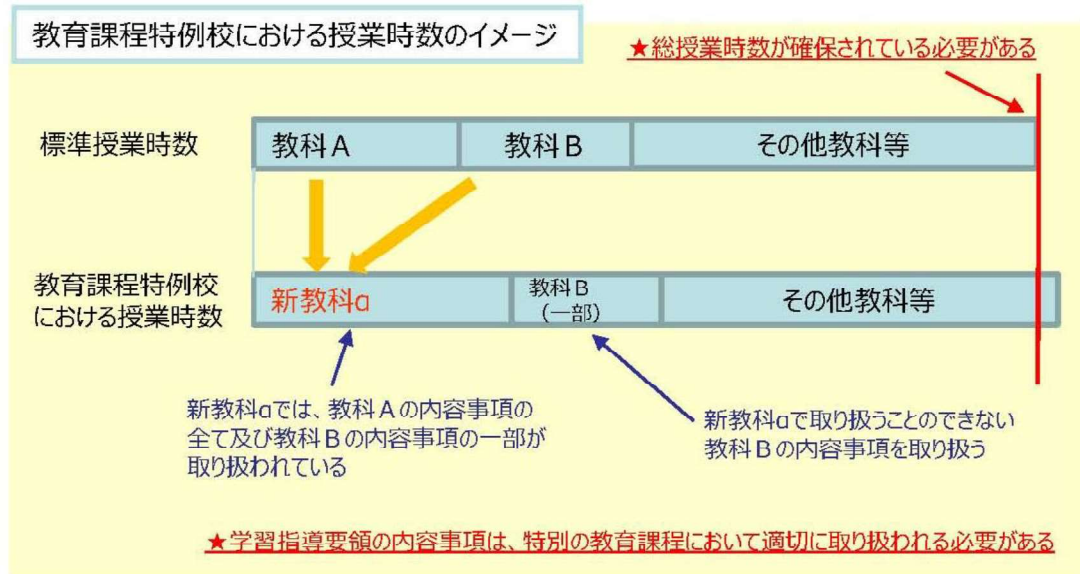
これまでの通学区域は残したままで、**特定の学校について**、通学区域に関係なく、**市内のどこからでも選択を認めるもの**。



- 特色ある学校づくりが推進できる。
- 「小規模特認校」では、児童生徒数の減少を緩和する可能性がある。
- 通学距離が長くなることに伴う安全確保に課題が生まれる。

5 教育課程特例校

学校又は地域の実態に照らし、より効果的で特色のある教育を実施するための特別の教育課程を編成する学校

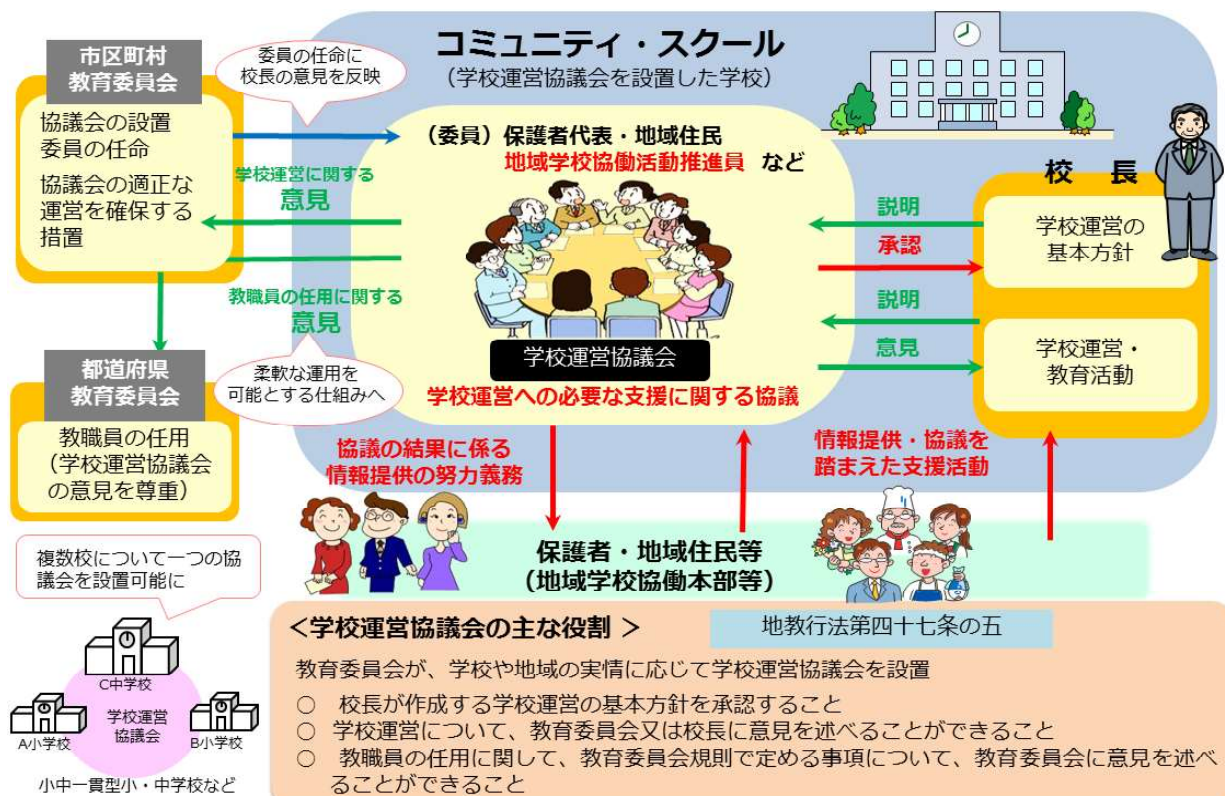


【文部科学省HPより】

- (例) ・大阪教育大学附属池田小学校：社会科、特別活動、総合的な学習の時間を削減し、新教科「安全科」を設定。
 ・東京都立川市：社会科や総合的な学習の時間等を削減し設定した新教科「立川市民科」により、小中学校が連携した学習活動を実施。

6 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

学校運営協議会は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域と共にある学校づくりを実現するための仕組み



【文部科学省HPより】